

労働基準法第113条の規定による 公聴会における公述意見

○ 公聴会開催日時：平成22年12月22日（水）16:00～17:00

○ 公述人

・ 公益側代表

西村 健一郎（同志社大学司法研究科教授）

・ 労働者側代表

新谷 信幸（日本労働組合総連合会 総合労働局長）

・ 使用者側代表

田中 秀明（社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長）

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（命令の制定）

第百十三条 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

＜公述の概要＞

【公益側】西村健一郎公述人（同志社大学司法研究科教授）

＜全体としての評価＞

- 本省令案要綱については賛成である。

＜障害等級における男女差の解消について＞

- 男女雇用機会均等法が平成18年の改正（平成19年4月1日施行）で、従来の女性に対する差別禁止法から、男女双方に対する性差別禁止法に進化・展開していること、EUでも、ユニ・セックス・タリフ（民間の年金保険について男女間に差を設けずに同一の保険料率とする料率設定を行うもの）が推奨されるようになってきていること、社会通念で外ぼうの醜状障害については、男性に比べて、女性の方がより大きな不利益を受けると考えられてきたが、実際のところ最近では男性も女性と同様に「外ぼう」「見かけ」を非常に気にする傾向が強くなっていること等からすれば、醜状障害について、男女の性別に関わりのない規定とする改正案は、現在の時代の大きな流れに沿うもので妥当・適切なものであると評価できる。
- 本改正案が、従来の女性の等級を基本として改正することも、著しい外ぼうの醜状障害の場合に障害補償年金が支給される第7級の評価自体については、これまで特段の異論がなかったと思われることからすれば、妥当なものである。

＜障害等級第9級の新設について＞

- 外ぼう障害に係る現在までの医療技術の進展を踏まえ、醜状の範囲・程度を相当程度軽減できるとされる障害について、第9級を新設して、「外ぼうに相当な醜状を残すもの」とすることも、醜状の程度に応じてより適切な格付けが可能になるという点で積極的・肯定的に評価できる。

＜労災補償制度における障害補償の今後の課題について＞

- 労災補償制度における「障害補償」が、被災労働者に残存する恒常的な後遺障害（身体的障害）についての損失を填補・補償するという観点からは、本来一時金ではなくて、年金による永続的な補償が望ましいと思われる。

【労働者側】新谷信幸公述人（日本労働組合総連合会 総合労働局長）

＜全体としての評価＞

- 京都地裁判決の趣旨、社会状況の変化、諸外国の動向、医療技術の進歩を加味した外ぼう障害に係る障害等級の男女差を解消することについては、評価できると考える。

<障害等級第9級の新設について>

- 医学技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる「顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕」を新たに第9級とした点について、(女性について)安易な等級の減、不利益な運用とならないよう、障害等級新設の背景を含め、周知徹底を図ると同時に、各労働基準監督署における適切な制度運用の徹底を図り、被災者の方にとって納得感のある運営をして頂きたい。

<改正省令案の適用時期について>

- 改正省令は2011年2月1日から施行とのことだが、京都地裁判決が確定した2010年6月10日以後の決定に係る障害補償給付、障害給付等の支給についての遡及適用(改正前の障害等級第7級第12号(女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの)に該当する障害を除く)に関し、積極的に周知活動を行い、被災者による申請漏れがないよう徹底を図るべきである。

<他の労働政策での男女間格差の解消>

- 外ぼう障害については、74年間もの間、男女間格差が解消されることはなかった。日本全体で男女平等への動きを加速させるためにも、他の労働法制・政策について、男女間格差が存在するものはないか、現在の実態に合っていないものはないかという観点から、厚生労働省として省庁全体で今一度点検を行うべきである。

<事後対策から事前防止対策への強化>

- 外ぼう障害は現状のみならず、将来にわたる就業制限、職種制限、失業等の不利益をもたらすことから、何よりもまず、労災の事前防止活動を強化すること、つまり、災害の防止、類似災害の防止が前提となるということを改めて申し上げる。このため、事業者の安全配慮義務の徹底、事業場巡視の強化、リスクアセスメントの徹底、安全衛生教育の徹底等、総合的な対策の強化をお願いする。現在、労働安全衛生法の改正の議論が進んでいるが、事前防止に根ざした更なる法整備をはじめ対策の強化も重要だと考える。

【使用者側】田中秀明公述人(社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長)

<全体としての評価>

- 今回の障害等級の見直しについては、賛成である。

<今後の障害等級のあり方について>

- 今般見直し対象となった男女差規定は、1936(昭和11)年の制定当時にはその時代背景や社会情勢に合致したものであったと推察できるが、その後70年以上にわたって一度も見直されることなく今日まで至ったことは決して好ましいことではない。今後は、医療技術の実情や諸外国の取扱いなど、社会情勢の変化に対応した見直しが適宜行われることを望む。

<障害認定に関する統計情報の収集・管理のあり方等の検討について>

- 迅速かつ適切な障害等級の見直しが行われるよう、障害認定に関する統計情報の収集や管理のあり方の検討、医療技術水準の動向と障害等級の整合性を評価する仕組みについての検討が必要である。

<障害等級における男女差の解消について>

- 外傷障害に係る障害等級以外に、労災補償において男女差を設けている規定は存在しないとのことであり、今般の見直しをもって男女差が完全に解消されることは適切な対応であると理解する。

<障害等級第9級の新設について>

- 第9級という新たな障害等級が設定されることにより、女性の線状痕障害についての格付け等級が事実上引き下げられることになるが、これは現在の医療技術の進歩を踏まえた外傷障害の適切な評価の実施という観点での見直しであると考える。